

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 3 6 号
件 名	審査請求に対する速やかな対応を求めることについて
要 旨	<p>情報公開制度に基づいて審査請求しても、審査庁が審査請求書を処分庁に送付するまでに1カ月以上の期間を要している。ただ、審査請求書を受理し、処分庁に送付するだけの作業に、なぜこのように時間がかかるのか全く理解できない。</p> <p>行政不服審査法第29条第1項に、審査庁は審査請求がされたときは、第24条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、速やかに、審査請求書または審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでないと規定されている。市においては、処分庁と審査庁は同じ部内である。</p> <p>以上のことから次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査庁は審査請求書を速やかに処分庁に送付すること。 2 審査庁は迅速に審査手続を進めること。
付 託 年月日 委員会	令和元年12月3日 第1項 第2項 } 総務常任委員会
受 理	令和元年11月13日 第423号